

〔鹽尻 四十二〕一孝徳天皇詔りして、凡死せる者の髪を剃所々猥に埋む事を禁せられしも、末世には知る人なし、

賢按、今の庶人悉く剃髪させる事は、切支丹御吟味已來、浮屠氏の手に渡り、宗旨改の掟より、且那寺髪剃といふ事始しよし、其以前は百姓共、村はづれの入會の地へ穴を堀、同穴とて一所に葬し事也、尤銘々墓印の石碑等もなし、板佛といふことのあるも、是も上へ建るものにてなし、埋候上へ入て、土中へ埋る事也、

〔天保集成絲綸錄 八十一〕享和二戊年五月

町觸

近頃女子之髪之飾に縮緬之色切を裁切又ハ絞などいたし候切を、髪之飾に用候やうに拵賣出候、有來元結類之紙細工にいたし候、切類に而拵賣出候も、決而いたす間敷候、此旨町中可觸知者也、

戊五月

〔鹽尻 四十一〕五味蔓を以て、略註今男女盛に髪をかたむ、是も中世よりせし事と見へたり、比日は三州某の谷、びなんかづら取盡しけると、京師難波東都はさら也、所々の都會及び田舎のすへぐに、婦人は用ひざるはなしとかや、是も又一時の笑草といふべきにや、

賢按、享保の頃、子が見し時のびなんかづらは、髪を固るものにてはなし、男女とも髪を結上げて、艶を出すに、上へ引事なりし、元文の頃より一變して、透油のごとくゆるきびん出しといふ油はやりて、段々びなんかづらすたりて、今はびなんかづら賣ものもなし、びなんかづらを出すかづらつぼといふ焼物の灰吹のごとくなるものありしが、いつとなく此品も今はすたりたり、今もびなんかづらを看板に出し置は、兩替町の下村が見世計なりしが、今は有やなしや、